



忍野村 男女共同参画推進条例

平成20年4月1日施行

条例制定の意義と効果

「条例」とは、地方自治体において議会の議決により定められる法律です。本条例は、村における男女共同参画の推進にあたり、基本となる考え方、行動の方向性を定めています。

本条例を制定した意義と効果は次の3点です。

● 男女共同参画社会の実現に向けた意思表示

条例で男女共同参画を理念として掲げることにより、その実現に向けて村が果たすべき責務と基本姿勢を示します。

● 各主体の役割の明確化と相互の連携・協力体制の確立

村、村民、事業者及び民間団体等の役割を明確にすることにより、各主体の自主的な取組をより一層促進し、相互の緊密な連携・協力体制の確立を図ります。

● 施策の総合的かつ効果的な展開

条例の制定により、男女共同参画に関する施策に対して法的根拠を与えるとともに、個別の法令に基づき各種制度をつなぐ横断的な条例として機能させ、施策を総合的かつ効果的に展開します。

本条例の基本理念

1 男女の人権の尊重

性別により差別的扱いを受けず、男女が個人として能力発揮する機会が確保できるよう努めます

2 性別によらない個性と能力の尊重

性別による固定的な役割分担に基づく、社会のさまざまな制度・慣行をなくします

3 政策立案・決定における共同参画

男女が社会の対等な構成員として、政策・方針の立案・決定に、平等に参画する機会の確保に努めます

4 家庭生活における、男女の協力

家庭生活において、男女がともに子育て・介護などを協力して行い、それにより家庭以外の分野においても性別によらず活動ができるようにしていきます

5 国際的協調

男女共同参画の推進が、国際社会における取り組みと密接な関係にあることを理解し、国際的協調の下に推進します

6 健康的な生活への配慮

男女が対等な関係の下に互いの性についての理解を深め、双方の健康に配慮するとともに、性と生殖に関する自己決定権を尊重するよう努めます

7 暴力の根絶

社会のあらゆる分野から暴力及び虐待並びに他の者を不快にさせる性的な言動をなくします

主な施策

- ◆ 基本計画の策定
- ◆ 推進・チェック体制の整備（推進本部、庁内推進会議、推進委員会、評価委員会）
- ◆ 男女共同参画に関する意識啓発および学習機会の充実
- ◆ 村民、事業者等が行なう推進活動の支援
- ◆ 積極的に取り組んでいる村民・事業所の表彰
- ◆ 男女共同参画の推進に関する苦情・相談への対応
- ◆ 施策の実施状況などについて推進状況の公表

忍野村男女共同参画推進条例（本文）

目次	前 文
	第1章 総則（第1条—第9条）
	第2章 権利侵害の禁止（第10条）
	第3章 基本的施策（第11条—第28条）
	第4章 推進委員会（第29条）
	第5章 評価委員会（第30条）
	第6章 補則（第31条）
	附 則

前文

日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれているわが国では、女子差別撤廃条約の批准や男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法の施行など、男女平等の実現に向けた取り組みが進められてきた。

忍野村においても、「忍野ハーモニープラン」を策定し、様々な推進活動を展開してきた。しかし、古くからの社会慣行やしきたりの中で、性別による固定的な役割分担意識が依然根強く残っていることも事実である。

今後、少子高齢化などにより急速に変化してゆく社会情勢の中、忍野村において、豊かで活力ある地域を築いていく為には、男女が互いにその人権を尊重しつつ社会のあらゆる分野でそれぞれの個性と能力を発揮し、責任も対等に分ち合う男女共同参画社会の実現が不可欠である。

ここに、私たち忍野村民は、行政と協力して男女共同参画社会実現に向けた取り組みを積極的に推進していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに村、村民及び事業者、自治組織及び教育に携わる者（以下「事業者等」という。）の責務を明らかにするとともに、村の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（用語）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 村民 住民登録の有無にかかわらず村内に居住する者、村内に通勤する者及び村内に通学する者をいう。
- (4) 事業者 村内において、営利又は非営利の事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 自治組織 村内の行政区等地縁に基づいて形成された団体及びその他の住民団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 家庭教育、学校教育、社会教育その他本村においてあらゆる教育に携わる者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として図られなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担に基づく社会のさまざまな制度又は慣行をなくすよう努力すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、村における政策施策または事業所等における方針立案及び決定に、平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画の推進が、国際社会における取り組みと密接に関係していることを理解し、国際的協調の下に行われること。
- (6) 男女が、対等な関係の下に互いの性についての理解を深め、双方の健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関して、自らが決定する権利を十分に尊重すること。
- (7) 社会のあらゆる分野から暴力及び虐待並びに他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 村は、男女共同参画の推進に当たり、村民の意見を尊重するとともに、村民及び事業者等のほか、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければならない。
- 3 村は、男女共同参画の推進に関する職員の資質の向上及び人材育成を図り、男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）第15条及び本条例第15条に基づき、職員研修等を実施しなければならない。

(財政上の措置)

第5条 村は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(村民の責務)

第6条 村民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 男性村民は、社会のあらゆる分野において男女の役割を固定化させている従来の慣行を改めるよう努めなければならない。
- 3 女性村民は、男女の役割を固定化させている従来の慣行を踏襲することなく、自立した個人として対等な関係で男性と社会を形成していけるよう努めなければならない。
- 4 村民は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進する村の施策を十分に理解し、協力するほか、これを積極的に実施するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、事業活動において、基本法及び本条例等、男女の平等に関する法令を遵守し、男女が家庭と事業活動とを両立できる環境を整えることに努めなければならない。
 - 3 事業者は、村の求めに応じ、男女共同参画の推進状況の報告を届け出るよう努めなければならない。

(自治組織の責務)

- 第8条 自治組織は、基本理念にのっとり、委員の選任などの組織づくり及び活動のあらゆる場面において、男女共同参画の実現を図るよう努めなければならない。
- 2 自治組織は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
 - 3 村から補助金又は交付金を受けている自治組織は、村に実績報告と併せて、男女共同参画の推進状況の報告を届け出るよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

- 第9条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の推進における教育の重要性について理解を深め、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 権利侵害の禁止

(権利侵害の禁止)

- 第10条 何人も、社会のあらゆる分野において性別による直接的又は間接的な差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、他者に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為又はそれを助長するような行為をしてはならない。

第3章 基本的施策

(基本計画)

- 第11条 村長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の実現に向けての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 村長は、男女共同参画の推進のために基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、村民及び事業者等の意見を反映させる措置を講ずるよう努めるとともに、忍野ハーモニープラン推進委員会の意見を聴かなければならない。
 - 4 村長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進体制)

- 第12条 村は、関係部局相互の連携により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に計画、調整及び推進するため、村長を長とする推進体制を整備するものとする。

(委員会等における積極的改善措置)

- 第13条 村長は、各種行政委員、委員会における委員、その他の者を委嘱し、または任命するときは、必要な場合において積極的改善措置を講じ、委員構成の男女比率に配慮するものとする。

(教育における男女平等)

第14条 親又は家族は、基本理念にのっとり、子の育成に努めなければならない。

2 学校教育において、教育に携わる者は性別による差別のない教育に努めなければならない。

3 村は、家庭教育、学校教育及び社会教育において男女共同参画の視点が盛り込まれるよう啓発その他の支援を行わなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 村は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画推進に配慮するものとする。

(意識啓発及び学習の推進)

第16条 村は、村民、事業者等に対して、あらゆる機会を通じて男女共同参画に関する意識啓発をするとともに、理解を深めることができるよう学習機会の充実に努めるものとする。

(活動支援)

第17条 村は、村民、事業者等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活とそれ以外の活動との両立支援)

第18条 村は、男女が家庭生活における活動と地域生活又は職業生活における活動とを両立させるために、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(子育てと介護の共助と支援)

第19条 家族を構成する者は、性別により役割を固定することなく、共に助け合い、協力して子どもの養育及び家族の介護をしなければならない。

2 村は、家族を構成する者が性別により役割を固定することなく子育て及び介護を積極的に行うことができるよう環境整備に努めなければならない。

(事業者への活動支援)

第20条 村は、事業者に対し雇用の分野における男女共同参画が推進されるよう必要な支援を行うものとする。

(自営業者への活動支援)

第21条 村は、農林業、商工業その他の産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事する者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(事業者からの報告)

第22条 村長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めるとともに、助言することができる。

2 村長は、前項の措置をとった場合、必要と認めるときは、これを公表することができる。

(表彰)

第23条 村は、男女共同参画の推進に関する活動に積極的に取り組んでいる村民、事業者等の表彰を行うものとする。

(新たな取組を必要とする分野の推進)

第24条 村は、新たな取組を必要とする分野（科学技術、防災、災害復興、地域おこし、まちづくり、観光および環境の各分野をいう。）における男女共同参画を推進しなければならない。

(国際的協調のための措置)

第25条 村は、男女共同参画の推進に関し、国際的な相互協力を円滑に図るための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情及び相談への対応)

第26条 村は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について村民又は事業者等から苦情の申出を受けたときは、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。

2 村は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害について、村民又は事業者等から相談の申出があったときは、関係機関又は関係団体と協力して、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。

3 村長は、前2項の申出に係る対応において、必要があると認めたときは、忍野ハーモニープラン推進委員会に意見を求めることができる。

(調査研究)

第27条 村は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、かつ実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(公表)

第28条 村長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

第4章 推進委員会

(推進委員会の設置)

第29条 男女共同参画社会の推進を図るため、忍野ハーモニープラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、村長の求めに応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査検討し、必要に応じ、村長に意見を述べるものとする。

3 推進委員会は、男女共同参画の推進に対して重要であると思われる事項について調査検討し、必要に応じ、村長に意見を述べるものとする。

4 推進委員会は、第26条第1項及び第2項に規定する事項の調査審議を行うものとする。

5 推進委員会は、必要に応じて開くものとする。

6 推進委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

第5章 評価委員会

(評価委員会の設置)

第30条 基本計画の推進状況について評価するために、忍野ハーモニープラン評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

2 評価委員会は、基本計画に基づく施策の実施状況を点検、評価し、必要に応じ、村長に意見を述べることができる。

3 評価委員会は、必要に応じて開くものとする。

4 評価委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

第6章 補則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

男女共同参画社会の実現に向けて

村民の役割

- ・男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において推進に取り組む
- ・男性は男女の役割を固定化させている従来の慣行を改める
- ・女性は従来の慣行にとらわれず、自立した個人として男性と対等な立場で社会の形成に努める
- ・男女共同参画の推進に関する施策に対して積極的に協力する

事業者の役割

- ・男女共同参画を推進する村の施策に対し、理解、協力するとともに実施に努める
- ・男女の平等に関する法令を遵守し、家庭と事業活動とを両立できる環境の整備に努める
- ・村の求めに応じ、男女共同参画の推進状況について報告する

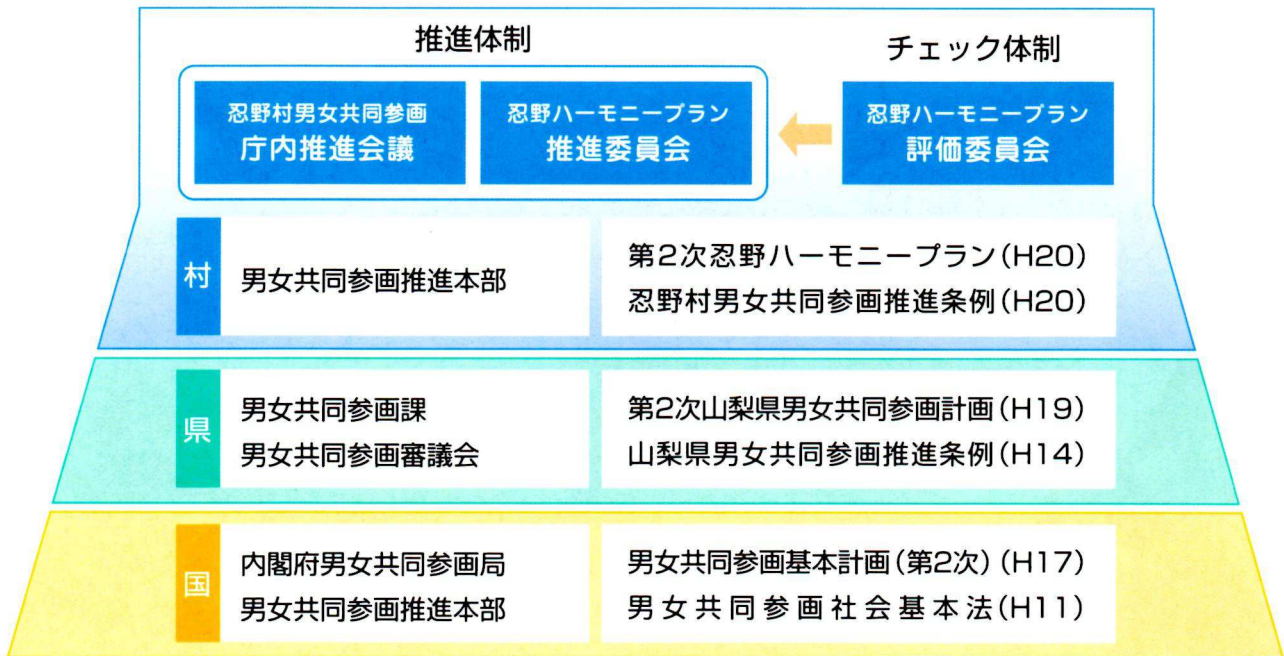
自治組織の役割

- ・委員の選任などの組織づくりや活動のあらゆる場面において男女共同参画の実現を図る
- ・男女共同参画の推進に関する施策に対し、積極的に協力する
- ・村から補助金等を受けている組織は、男女共同参画の推進状況について報告する

村の役割

- ・男女共同参画の推進に関する施策を策定し、実施する
- ・村民の意見を尊重し、村民、事業者、関係団体と連携・協力して推進する
- ・職員の資質の向上、人材育成を図るため、職員研修等を実施する
- ・施策実施のために必要な財政上の措置を講じる

○国・県・村の推進体制と関係法規・計画



男女共同参画に関するお問い合わせ先

忍野村役場総務課

〒401-0592 山梨県南都留郡忍野村忍草1514

電話：0555-84-3111 (代表) FAX：0555-84-3717 Eメール：soumu@vill.oshino.lg.jp



この印刷物は再生紙を使用しています。